

白鳥 常男 賞 受賞者選考規程

(趣旨)

第1条 本規程は、日本平滑筋学会（以下「本会」という）会則第2条および第3条に基づき白鳥 常男 賞（以下「本賞」という）の受賞者を選考するための手続きを定めるものである。

(選考委員会)

第2条 本賞受賞者選考は、本会会則第36条に基づき設置する本賞選考委員会（以下「委員会」という）において行う。

2. 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事会において理事の中より委員長に選出され、理事長が委嘱した者 1名
- (2) 理事会において評議員の中から委員に選出され、理事長が委嘱した者 6名
- (3) 委員の任期は2年とする。再任は妨げない。各年度の委員の半数は新任の委員とする。また同一人が引き続き4年を越して在任する事はできない。
- (4) 委員が本賞受賞候補者の推薦者となる場合、当該委員はその年度の選考に参加できない。その際の選考は、残りの委員で行う。
- (5) 委員会の議事運営は、委員長がこれを行う。委員会には委任状を認める。
- (6) 委員会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(広告)

第3条 理事長は、理事会の議を経て10月末日までに本賞受賞候補者の募集を本会ホームページに広告する。推薦の締め切りは1月末日とする。

(推薦方法)

第4条 評議員は、受賞候補者を理事長に推薦することができる。

2. 推薦者は、受賞候補者を、所定の推薦書（様式1）、候補者履歴書（様式2）及び推薦論文を添えて、理事長に推薦する。

(決定)

第5条 本賞選考委員会委員長は3月末日までに選考の経過ならびに結果について理事長に報告する。理事長はその答申結果を理事会に付議し、4月末日までに本賞受賞者を決定し公表する。

付則 本規定は平成26年8月8日より施行し、平成27年度事業から実施する。